

# ログイン時情報の取扱いに係る検討について

---

2020年6月25日  
事務局

- 近年、コンテンツプロバイダが提供するサービスの中には、ユーザIDやパスワード等必要事項を入力してアカウントを作成し、その後当該ユーザIDやパスワードを入力することによって自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができるもの(いわゆる「ログイン型サービス」)が増加している。
- ログイン型サービスの場合、一般に、アカウント取得後、「ログイン(①)→投稿(②)→ログアウト→ログイン→投稿→…」という流れでの利用が想定されるが、この場合、ログイン時の通信(①)、投稿時の通信(②)…、という形で、その都度、通信が行われている。
- 昨今の主要なSNSサービスの多くは、こうしたログイン型サービスであるが、ログイン型サービスを提供するコンテンツプロバイダの中には、投稿時(②)のIPアドレスやタイムスタンプを保有せずに、ログイン時(①)のIPアドレス及びタイムスタンプ(以下「ログイン時情報」という。)しか保有していないものがある。
- このような場合、これらのログイン型サービス上の投稿によって権利侵害を受けたとする者は、コンテンツプロバイダから投稿時のIPアドレスやタイムスタンプの開示を受けて、接続元のアクセスプロバイダを突き止めることができないことから、発信者を特定するためには、その代わりに、ログイン時情報の開示を受ける方法によることが考えられる。(なお、アカウント作成時の通信に係るIPアドレス・タイムスタンプやログアウト時の通信に係るIPアドレス・タイムスタンプの開示を受ける方法によることも考えられる。)
- この点、ログイン時情報を発信者情報として開示することは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況。(→参考1参照)

## (参考1) ログイン時情報の開示に関する裁判例

### 【否定例】

- 「発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密等に配慮し、その権利行使の要件として権利侵害の明白性等の厳格な要件を定めている趣旨や、同法4条1項の文言に照らすと、開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当」(東京高判平成26年9月9日・判タ1411号170頁)。
- プロバイダ責任制限法第4条1項は「当該権利の侵害に係る発信者情報」について開示を認めるとともに、具体的に開示の対象となる情報は総務省令で定めるとし、省令はこれを受けて、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス…及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」と、同7号は「侵害情報が送信された年月日及び時刻」とそれぞれ定めているのであるから、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス…及び当該アイ・ピー・アドレス」には当該侵害情報の発信に関係しないものは含まれず、また、当該侵害情報の発信と無関係なタイムスタンプは同7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」に当たらないと解するのが相当である。」(知財高判平成30年4月25日・判例秘書登載)。

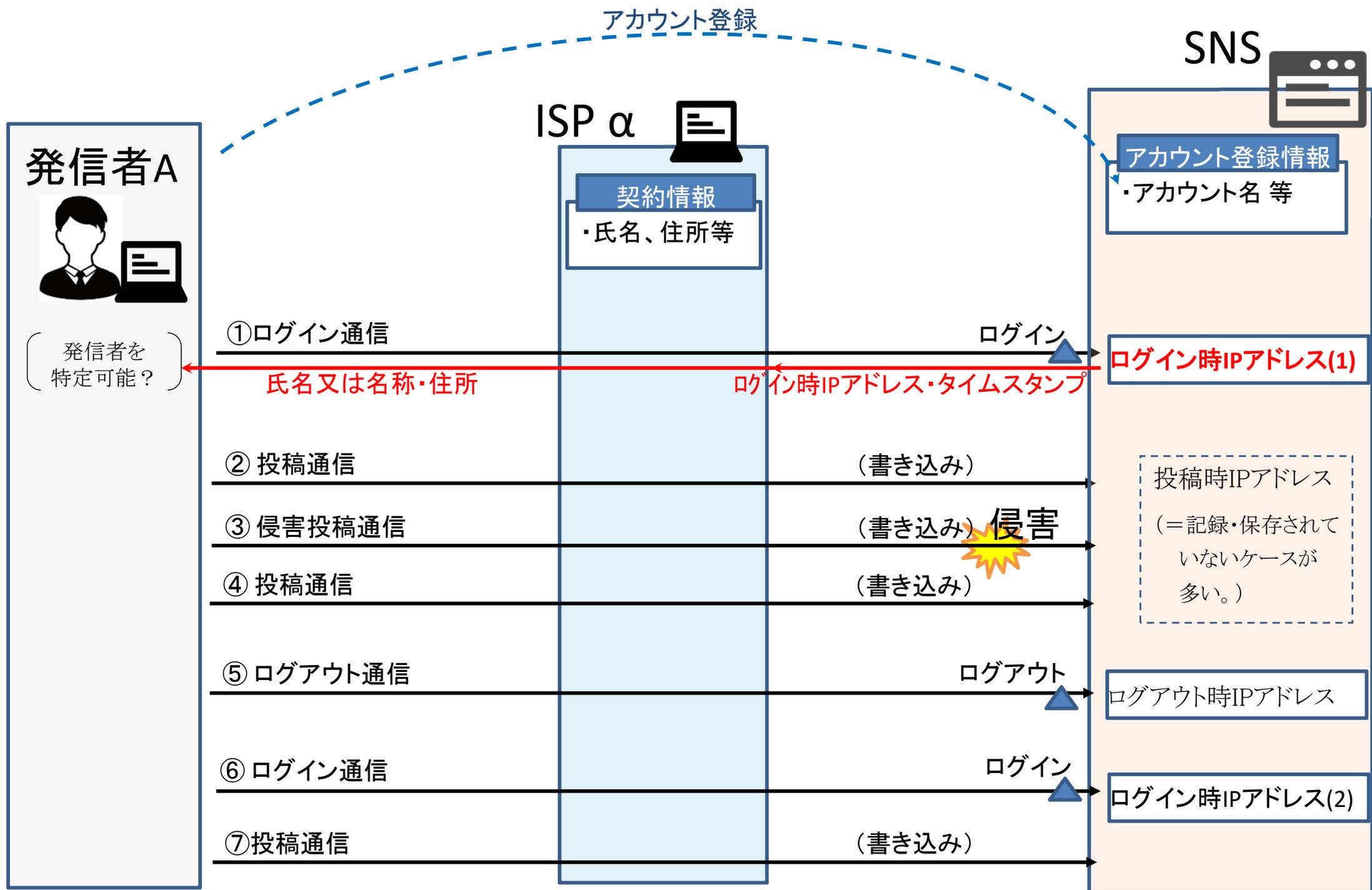
### 【肯定例:個別の事情の下認容した例】

- 「「法四条一項が開示請求の対象としているのは「当該権利の侵害に係る発信者情報」であり、この文言及び(中略)法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまでいうことはできない。(中略)〇〇は、利用者がアカウント及びパスワードを入力することによりログインしなければ利用できないサービスであることに照らすと、ログインするのは当該アカウント使用者である蓋然性が認められるというべきである。」(東京高判平成26年5月28日判時2233号113頁)。
- 「法4条1項は、侵害情報そのものから把握される発信者情報でなくても、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示の対象とすることも許容されると解される。(中略)加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るという法4条の趣旨(中略)に照らすと、侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である。」(東京高判平成30年6月13日・判時2418号3頁)。

- 発信者情報開示の対象となる情報については、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。)」と規定。
- 開示対象となる「侵害情報の発信者の特定に資する情報」とは、発信者を特定(識別)するために参考となる情報一般のうち、発信者に対する損害賠償請求等の責任追及を可能とするという観点から、その『相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに(発信者を特定するために)合理的に有用と認められる情報』(総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著「改訂増補第2版プロバイダ責任制限法」76頁以下)である。
- 具体的な開示対象について省令に規定されているところ、法律が省令委任している開示対象を類型化すると、以下のとおり分類することができると考えられる。

- ・『発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報』のうち、通信経路を辿ることで、権利侵害となる特定電気通信を行った匿名の発信者にたどり着くための手掛かりとなる情報【第1類型の情報】  
: IPアドレス(及びIPアドレスに係るタイムスタンプ)など
- ・『発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報』のうち、当該情報をもとに、損害賠償請求権の行使等の責任追及が可能な程度まで具体的な個人を特定するための情報【第2類型の情報】  
: 発信者の氏名又は名称、住所など

# ログイン型投稿サービスにおける利用イメージ(その1)



# ログイン型投稿サービスにおける利用イメージ(その2)

## 発信者A



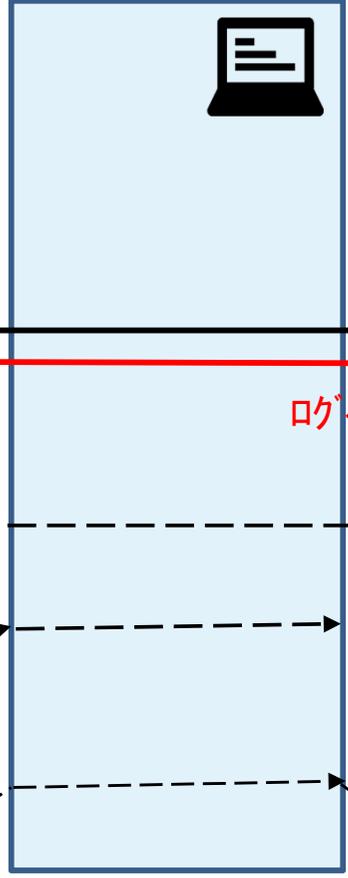
発信者を特定可能?

アカウント共有の場合、別人特定の可能性

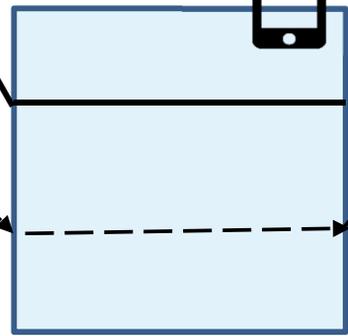
## 発信者B



## ISP α



## キャリア β



## SNS

ログイン時IPアドレス(1)

ログイン時IPアドレス(2)

投稿時IPアドレス  
(=記録・保存されていない場合には、2重ログインの場合には、どの通信経路で書き込まれたか判断できない。)

ログイン時IPアドレス(3)

① ログイン通信

② ログイン通信

③ 投稿通信

④ 侵害投稿通信

⑤ 投稿通信

(ログイン通信)

ログイン

ログイン

(書き込み)

(書き込み)

ログイン

氏名又は名称・住所

ログイン時IPアドレス・タイムスタンプ

(書き込み)

(書き込み)

(書き込み)



ログイン

- ログイン時情報を開示対象とすることの必要性及びその効果について、どう考えるか。

⇒ 論点①「ログイン時情報の必要性・効果について」

- (上述利用イメージ参照) ログイン時情報を開示対象とすることは、立法時には、想定されていなかったと考えられるところ、これを開示対象とする場合に、例えば開示の対象を限定するなどの必要はあるか。

(例えば、

- ・権利侵害そのものとは別の通信経路を辿って発信者を特定することになる点について留意すべきことはあるか
- ・アカウント取得時、ログアウト時、事後のログイン時などについても開示対象とすることについて必要性や相当性があるか 等)

⇒ 論点②「開示対象とするログイン時情報の範囲について」

## 開示対象とすることの必要性及び効果

- 前述のとおり、昨今の主要なSNSサービスの中には、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプのログを保有せずに、ログイン時情報しか保有していないログイン型サービスが存在する。
- このような場合、これらのログイン型サービス上の投稿によって権利侵害を受けたとする者は、発信者を特定するために、コンテンツプロバイダからログイン時等のIPアドレスやタイムスタンプの提供を受けることができなければ、発信者の氏名及び住所を特定することが困難になるおそれがある。(別途検討中の電話番号が開示対象に追加されれば、一定程度発信者の特定につながると期待できる一方で、コンテンツプロバイダがすべての発信者の電話番号を保有しているわけではなく、電話番号が登録されていない発信者を特定するためには、発信者の特定の道が閉ざされることになりかねない。)
- そこで、ログイン時情報を開示対象とし、当該ログイン時のIPアドレスからログインのための通信経路を辿って発信者を特定することができれば、被害者の救済に資する効果があると考えられる。
- また、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況。したがって、所要の制度見直しにより、ログイン時情報が開示対象に含まれることを明確にすることが適当。



○ ログイン時情報を開示対象に加えること、また、その旨を明確にすることが必要かつ効果的であると考えられる。

### 開示対象とするログイン時情報の範囲

- ログイン時の通信は、権利侵害投稿の通信そのものではないことから、ログイン時情報を開示対象とするに当たっては、権利侵害投稿の発信者以外の者のIPアドレスに係る住所、氏名等の情報が開示されることで、その者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することのないように留意する必要があるのではないか。
- また、例えば、アカウント共有時には発信者を特定できないなど、ログイン時情報から必ずしも発信者を特定できない場合も考えられるところ。
- これらの点を踏まえると、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信など権利侵害投稿そのものではない通信とが同一の発信者によるものであると考えられる場合に開示の対象を限定することが適当ではないか。
- また、ログイン時情報のような権利侵害投稿の通信そのものではない通信に係る情報を開示対象とするに当たって、例えば、開示を可能とする手段(経路)が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、何らかの限定を付すことが必要ではないか。
- 具体的には、発信者情報の範囲としては、権利侵害投稿との深い関連性が認められる必要最小限のものに限定することとし、原則として、権利侵害投稿の準備行為としてのログイン時情報のみを対象とすることが適当ではないか。
- その他、例外的な事由がある場合などに限り、例えば、ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係るIPアドレスやタイムスタンプについても開示対象とする必要性や相当性があるのではないか。

### 開示対象とするログイン時情報の範囲(つづき)

- さらに、その際、開示対象の範囲が不明確であるために実務が混乱することのないように、省令において明確化を図ることとするほか、必要があれば、法律においても対応を図ることを検討することが適当ではないか。
- ログイン時の通信は、権利侵害投稿の通信とは別の通信であることから、当該ログイン時の通信には、権利侵害投稿の通信とは別個に、発信者のプライバシー及び通信の秘密の保護が及んでおり、開示の対象として想定していなかったことから、ログイン時情報を開示対象とする場合、特にアクセスプロバイダによる開示の場面における「開示関係役務提供者」の定義や考え方を大きく変更するものであることも考えられるところ、この点に留意する必要があるのではないか。



- 開示の対象となるログイン時情報の範囲について、権利侵害投稿の通信と同一の発信者によるものであると考えられる場合や、権利侵害投稿の準備行為としてのログイン時情報に限定するなど、発信者を特定するのに必要最小限の範囲に限定して拡大することとするなど、一定の限定を設ける方向で検討することが適当。
- 開示対象範囲を明確化するために、省令において明確化を図ることとするほか、必要があれば、法律における対応を図ることを検討することが適当。

## 接続先IPアドレスの開示の可否について

- 近年、アクセスプロバイダの中には、IPアドレス(IPv4アドレス)の枯渇等の理由により、同一のIPアドレスを同時に多数の契約者に割り当てており、アクセスプロバイダが発信者を1名に特定するためには、接続元IPアドレス及びタイムスタンプのみならず、接続先IPアドレスが必要になる場合が生じている。
- その際、総務省令第4号に定める「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」に、接続元IPアドレスのみならず接続先IPアドレス及び該当するかが問題となる。
- この点、接続先IPアドレスは、接続先か接続元かの違いはあるものの、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」であることには変わらないことから、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」に含まれると解して差し支えないと考えられる。
- なお、「有用性」「必要性」「相当性」の判断基準に照らした場合、上記のとおり、発信者を特定するためにアクセスプロバイダにおいて接続先IPアドレスが要求されるため、当該情報は有用かつ必要であり、さらに、接続先IPアドレスは一般的に公開されている情報であることから濫用のおそれや高度のプライバシー性はなく相当性も満たされると考えられることから、省令第4号の対象として差し支えないと考えられる。
- その他、アクセスプロバイダによっては接続先URLが要求される場合があるところ、接続先URLを開示対象とすることが必要か。接続先IPアドレスのみならず接続先URLまで必要とされる場面がどの程度あるかを踏まえて、検討が必要ではないか。